

新都市農業推進協定書

学校法人北里学園（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、「相模原市新都市農業推進計画」の実現を図るため、その事業連携について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は互いに協力し、薬用植物の試験・研究及び普及・啓発事業を通じて、“健康”、“環境”、“ビジネス”の視点での新たな都市農業の創出を進め、もって「相模原市新都市農業推進計画」の実現を図るものとする。

（連携事業）

第2条 甲、乙は、北里大学薬学部附属薬用植物園及び甲が新たに学外に設置する同園サテライト型モデル実験園（薬用植物園）を中心に展開する次の事業について連携を行う。

- （1）シンポジウムの開催など、薬用植物の普及・啓発事業
- （2）薬用植物園の開放による薬用植物の栽培体験・講習・相談事業
- （3）薬用植物の研究成果を応用した栽培技術や加工・流通システムの開発など、新たなアグリビジネスの創出事業

（協力内容）

第3条 前条に規定する連携事業を効果的に実施するため、甲、乙は互いの機能を発揮しつつ、関係団体・機関の協力を仰ぎながら、次の事柄について協力する。

- （1）サテライト型モデル実験園の設置・運営に関すること。
- （2）サテライト型モデル実験園の市民開放・市民講座の開催に関すること。
- （3）シンポジウム等薬用植物及び都市農業等に関する普及、啓発を目的としたイベントの実施に関すること。
- （4）薬用植物資源を使用した生薬原料の加工・流通システムの構築、安定した収入をもたらすことによる農業振興に関すること。
- （5）環境に配慮した、有機堆肥による土壌管理や無農薬による栽培技術の確立に関すること。
- （6）市民の健康増進に寄与する生活環境改善事業に関すること。
- （7）その他、連携事業の目的達成のために必要な事項。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、本協定の趣旨を踏まえ、甲、乙は誠意をもって協議し、処理することとする。

（有効期限）

第5条 この協定は、締結の日から発効し、甲、乙の一方からの申し出がない限り継続して効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年6月2日

甲 東京都港区白金五丁目9番1号
学校法人 北里学園

理事長

柴 忠義



乙 神奈川県相模原市中央二丁目11番15号
相模原市

市長

小川 勇夫

